

意見書

東経企画第 11-0047 号

平成 23 年 9 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号

163-8019

(ふりがな)
住 所

とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号

(ふりがな)
氏 名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ
東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 えべ つとむ
江部 努

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条の規定により、平成 23 年 7 月 26 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

経営企画部 事業戦略 P T

電話番号

FAX 番号

当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っているところですが、今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正内容についても、引き続きこれを遵守し、公正競争の確保について適切に対処していく考えです。

一方で、情報通信市場においてはモバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が生じてきております。

指定電気通信設備制度が導入された当時は、固定電話が主流の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機の設置を行って、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、指定電気通信設備、禁止行為規制等の非対称規制が課されてきました。

しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、電力事業者、KDDI殿、CATV事業者が自ら設備を構築し、サービス提供を行っているほか、WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者もサービスを提供することにより、熾烈な競争が展開されており、各事業者が自由に競争し、お客様が自由にサービスを選択できる環境は十分に整っていると認識しております。

このため、例えば、NTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っていますが、他方、当社にのみIP・ブロードバンド時代においても電話時代の規制を課され、お客様のニーズに応じた柔軟なサービス提供・連携ができないとすると、お客様の選択肢が狭まることとなり、お客様利便を損なうことになりかねません。

また、当社は、これまでもブロードバンドサービスの利用可能エリアの拡大と利活用促進に取り組んできたところですが、今後も更にICT利活用の促進に貢献していきたいと考えており、当社も含めた事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。

したがって、利用者利便を向上するとともに、ICT利活用を促進する観点から、固定電話が主流の時代に導入された当社に対する非対称規制については、市場の変化に応じた適切な見直しをお願いしたいと考えます。